

第2回篠崎地区まちづくり意見交換会でいただいた主なご質問と回答

〔補足〕 当日の回答に対して補足・追加している部分を示しています。

〔参考〕 回答の根拠となる資料や関連情報へのリンクを示しています。

【第2回意見交換会の開催形式に関すること】

Q1 篠崎地区を4つに分けて開催した目的を教えてください。

A1

生活や権利に直接関わる地区内の方々のご意見を丁寧に伺うため、少人数で率直な意見交換ができるよう、番地と自治会の班割を参考に4つのブロックに分けて開催しました。

【今後の進め方に関すること】

Q2 今後の流れやスケジュール感を教えてください。

A2

まちづくりの方向性を住民の皆様にご意見を伺いながら整理したうえで、事業の具体化に進んでいきたいと考えています。ワークショップ等はスピード感を持って取り組みたいと考えていますが、住民の皆様のご意見も丁寧に聞きながら、検討期間は柔軟に対応してまいります。

Q3 都市計画道路や土地区画整理事業や高規格堤防など様々なテーマがあると思うが、ワークショップでは個別のテーマに対して検討するのか、全体像として検討するのかを教えてください。

A3

各計画が複雑に関係するため、それぞれの計画を踏まえつつ、まちづくりの全体像を検討していきたいと考えています。

【高台まちづくりに関すること】

Q4 浸水しない対策を実施してほしい。

A4

気候変動の影響による降水量の増大に対して、河川整備に加えて、下水道施設の機能強化や雨水貯留浸透施設の整備など事前防災対策を進めています。

〔補足〕

それでも施設の能力を上回る洪水が発生し、早い段階からの避難ができなかった場合

でも、命の安全を可能な限り確保できるよう、高規格堤防の上面を緊急安全確保先として活用するなどの「高台まちづくり」を推進していきます。

Q5 高規格堤防ではなく、堤防を高くしたり、川側に堤防を広げればいいのか。

A5

高規格堤防は、人口・資産等が高密度に集積している地盤の低い地域において、堤防決壊により多くの人命が失われることや壊滅的な被害が発生することを回避するために整備するものです。高規格堤防は、河川施設の能力を上回る洪水等に対し、決壊の要因である「浸透」、「侵食」、「越水」から堤防決壊を回避できる唯一の手法です。このため、堤防を高くすることだけでは堤防の決壊を回避することにはなりません。また、川側に堤防を広げることは、洪水を安全に流下させるために必要な川の断面積を狭めることとなります。

Q6 まちづくりを行う篠崎地区全体が高規格堤防の整備範囲と考えると良いか。

A6

まちづくりと一体で行う高規格堤防の整備予定範囲は、利根川・江戸川河川整備計画で明示されている堤防高の約30倍の幅の範囲です。詳細な範囲については、今後の測量等により明確になります。

〔参考〕利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(令和7年3月変更)

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000061.html

Q7 高規格堤防整備範囲は盛土工事が行われるため、必ず移転が発生するのか。

A7

高規格堤防整備範囲内は、原則、盛土工事に合わせて移転が発生します。

Q8 大規模水害時に、千葉県側へ逃げた先はどこに行けばいいのかを教えてください。

A8

大規模水害が予想される場合は、3日前に江東5区で共同検討開始の発表、2日前に広域避難を呼びかけます。区外の親戚・知人宅や勤め先、宿泊施設など、または区外にある公的広域避難施設に避難してください。

〔補足〕

また、区では広域避難で宿泊施設を利用した方に補助金を交付しています。

〔参考〕江戸川区水害ハザードマップ第2版(2025年7月公表)

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kanrenmap/hazardmap/index.html>

【都市計画道路に関すること】

Q9 都市計画道路がこういった段階なのかを確認したい。

A9

補助286号線は、昭和41年に中央一丁目から都県境までの区間を都市計画決定し、順次整備を進めてきました。現在、鹿骨街道交差点から補助288号線交差点の区間の事業化に向けて手続きを行っているところです。篠崎地区の区間については都市計画決定されている段階です。

Q10 補助286号線都県橋が災害時に必要とのことだが、どのくらいの避難者が橋を渡るかなど、橋の必要性について定量的に示せるものがあるのか教えていただきたい。

A10

・補助286号線は、「東京における都市計画道路の整備方針」において、広域的な視点と地域的な視点から六つの選定項目を設定し、優先整備路線として選定しています。

〔参考〕東京における都市計画道路の整備方針の公表について

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/iken_kohyo/

・江戸川区ハザードマップでも示しているように、江戸川区には橋が架かっているところが限定されていることから、災害時に自動車等が集中し、橋梁を先頭に渋滞が発生してしまう懸念があります。補助286号線が整備されることで交通集中が分散され、広域的な避難経路や物資輸送路、救援救助の導線の確保が期待されます。

〔参考〕江戸川区水害ハザードマップ第2版(2025年7月公表)

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kanrenmap/hazardmap/index.html>

Q11 新たな都市計画道路ができることで、騒音などの住環境への影響を心配している。

A11

ワークショップの中で、地域の皆さまからいただいた不安や課題を共有させていただきながら、対応を検討していきたいと考えています。

〔補足〕

都市計画道路へ交通を集約することで、これまで生活道路へ流入していた通過交通の抑制が期待されます。その結果、生活道路における交通量の減少や、安全性の向上といった効果が見込まれます。

Q12 江戸川に計画されている橋について、千葉県との調整状況について教えていただきたい。

A12

千葉県とは、交通渋滞の解消、防災性の向上、道路構造、周辺道路への影響などに関して

意見交換を継続して行っております。

Q13 江戸川に計画されている都県橋整備と災害に強いまちづくりは同時並行で行われるのか。

A13

都市計画道路の整備の進め方については、篠崎地区のまちづくりの検討状況など、周辺の状況を踏まえ千葉県など関係者と調整しながら検討していきます。

Q14 都市計画道路の都市計画線に掛かっているが、この場合、必ず移転しなければならないのか。この地域に残る方法はないのか。

A14

都市計画道路事業として行う場合は計画線の範囲内の用地を取得して整備をしていきます。残地で再建できる場合は残ることは可能です。また、残地で再建が難しい場合はご自身で移転先を探していただくことになります。

土地区画整理事業として実施する場合においても、道路計画線内に残ることはできませんが、土地区画整理区域内に換地され、それに伴い移転が必要となります。

どういった整備手法が望ましいのかについても、ワークショップ等を通じて議論していきたいと考えています。

【土地区画整理事業に関すること】

Q15 土地区画整理事業となった場合の事業期間について教えていただきたい。

A15

事業範囲や整備手法によって大きく異なるため、事業期間については未定です。まちづくりの方向性を住民の皆様と伺いながら整理したうえで、事業の具体化に進んでいきたいと考えています。

Q16 土地区画整理事業となった場合、地区内全部が移転対象となるのか教えていただきたい。

A16

一般的に土地区画整理事業の場合、地区内すべてが移転対象になるわけではありません。

どういった整備手法が望ましいのかについて、ワークショップ等を通じて議論していきたいと考えています。

Q17 周辺生活道路等も碁盤の目のように整備される認識で良いか。

A17

原状より安全に通行できる道路にしていきますが、生活道路の整備方針もワークショップ等を通じて検討してまいります。